

# 「南富良野町障がい者計画」 「南富良野町障がい福祉計画」

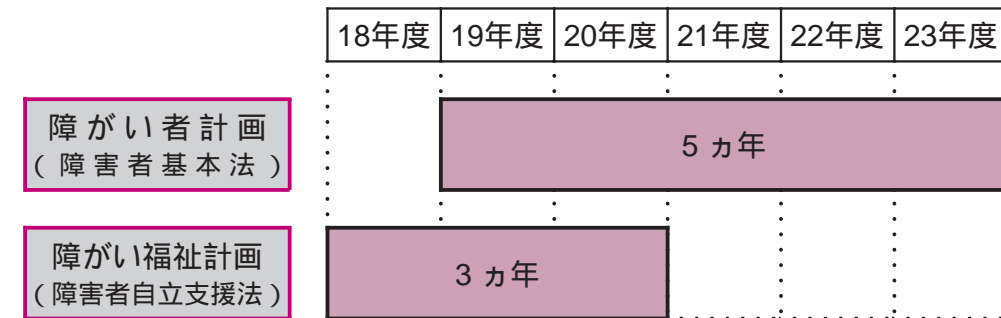
## を策定しました

保健福祉課社会福祉係 52 2211

「障害者基本法」において、障がいを持つ人も持たない人も同等の権利が与えられていることがうたわれており、そのノーマライゼーション実現に向けて、本町では、「障がい者計画」を策定しました。

また、平成18年4月から「障害者自立支援法」が施行され、その法律において障がい者施策を市町村に一元化して、障がい者が地域において自分らしく生活するための基本的な考え方やサービス体系、サービスの提供量や数値目標を定める「障がい福祉計画」の策定を義務付けていますので、このたび両計画を併せて策定しましたので、その概要についてお知らせします。

### 今回策定した計画期間



### 基本理念

安心して暮らせるまちづくり  
～障がい者が安心していきいきと暮らし続けることのできるまちづくり～  
自分らしい生活ができるまちづくり  
～障がい者一人ひとりが、ノーマライゼーション理念のもと自己選択・自己決定の中で自分らしい生活を送ることのできるまちづくり～

### 基本目標

基本理念のもと施策を推進するために、次の目標を設定し、障がい者が安心して暮らせるまちの実現に努力いたします。

- 1 相談支援体制およびサービスの充実
- 2 就労支援の強化
- 3 居住環境の整備



## 目標に沿った障がい福祉施策

### 総合相談事業

地域において日常生活を営むことに支障がある障がい者に対して、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理、悪徳商法からの保護など安心して自立した生活が送れるよう援助するため、「生活サポートセンター」を中核として、各関係機関による相談体制の充実を推進します。

### 労働人材バンク事業

労働人材バンクを設立し、登録した障がい者に農家や事業所等から依頼のあった仕事を斡旋し、障がい者の就労収入を図り自立した生活を促進するとともに、生きがい活動の推進を図り自分らしい生活の実現を目指します。

### 自分生活事業

障がい福祉施設利用者や長期入院の精神障がい者が、地域で自分らしい自立した生活を営むことができるよう、公営住宅等の住宅を確保するとともに、各機関が連携して条件整備を進めるものであります。

## 目標の設定（平成23年度）

国と北海道が定める指針に基づき、平成23年度を目標年度として、次の主要目標の実現を目指します。

### 1. 福祉施設利用者の地域生活への移行

これまで知的障がい者は、施設入所に偏った傾向があったことから、本人の希望を尊重した上で、関係機関と連携して、施設からグループホームなどへ地域移行するよう、目標の実現に努めていきます。

区分	人数	説明
現在の施設利用者数	10人	平成18年10月の施設利用者
目標年度利用者数	7人	平成23年度末の施設利用者見込数
目標値	3人 (30.0%)	施設からグループホームや自宅などへ地域移行する見込数

### 2. 長期入院中の精神障がい者の地域生活への移行

病状が安定していても、長期入院を余儀なくされている精神障がい者が、退院して地域で療養しながら生活するための受け入れ条件の整備を図り、地域移行するよう目指します。

区分	人数	説明
現在の入院者数	4人	平成18年10月の入院者
目標年度入院者数	1人	平成23年度末の入院者見込数
目標値	3人	退院して地域で療養生活をする見込数

### 3. 福祉施設から一般就労への移行

施設利用者のうち、障がい者自立支援の大きな目標である就労の場の確保を進めて、地域社会で安心して就労できるよう、事業所や関係機関と連携を図り安定的な就労を確保するよう目指します。

区分	人数	説明
現在就労移行者数	0人	平成17年度までに移行した人数
目標値	1人	福祉施設から一般就労に移行する見込数